

② 労働安全衛生法施行令及び労働安全法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）について【厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より】

労働安全衛生法施行令及び労働安全法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）が、令和8年4月1日から施行または適用されました。

▼労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について.pdf

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001682840.pdf>>

▼労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて.pdf

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001513749.pdf>>

■労働安全衛生法の改正について - 厚生労働省 | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html>